

事業活動に伴うごみは 適正に処理しましょう

家庭ごみ

一般家庭生活ごみ

お店兼住宅のお店部分から
出るごみは事業系ごみです



事業系ごみは、
ごみステーションには
出せません

〈事業系ごみの一例〉



飲食店から出た
生ごみなど



農業で出た
果樹の剪定枝など



店舗で使用していた
つくえ・椅子など



事務所から出た
書類・紙くずなど

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物の
うち、産業廃棄物以外の廃棄物
(例) 生ごみ、弁当殻、書類など

市は
収集しません！

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する

または

自分で処理施設に運ぶ

事業系ごみ

一般家庭生活ごみ以外のすべてのごみ

店舗、飲食店、工場、事務所、農業、漁業、家内事業（法人、個人を問わず）など、事業活動によって生じたごみ、お店兼住宅のお店部分から出るごみ等も含まれます

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた廃棄物

市では
収集も処分もしません！

産業廃棄物に関する
お問い合わせは

一般社団法人
鳥取県産業廃棄物協会
(☎ 0858-26-6611)

鳥取県生活環境部
循環型社会推進課
(☎ 0857-26-7562)

ごみ処理は
事業者の
責務です

事業系ごみを家庭ごみとして
出すことはできません

市が収集するのは、家庭の日常から出るごみだけです。事業系ごみは必ず事業者の責任で適正に処理してください。

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに投棄すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科に処せられます。

事業系ごみをごみステーションに出すと **不法投棄** になります。

事業者の責務

事業者は、**法令等**に基づき、事業活動によって発生した廃棄物を自らの責任において、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、**適正に処理**しなければなりません。

●廃棄物の処理責任

- ①廃棄物の処理とは、廃棄物の保管、収集運搬及び処分（再生を含む）のことをいいます。
- ②廃棄物の処理を行うに当たっては、「一般廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理基準」に従って処理を行わなければなりません。
- ③産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けた処理業者に「産業廃棄物処理委託基準」に従って委託契約を行うとともに、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。
(契約書の締結、産業廃棄物管理票の交付、最終処分の場所等の記載・確認など。)
- ④事業者は、廃棄物の再生利用等を積極的に推進し、廃棄物の減量化に努めなければなりません。

●製品等への環境配慮

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器、包装材料等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うとともに、その製品・容器等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報の提供に努めなければなりません。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項)

●国、都道府県等の施策への協力

事業者は、廃棄物の減量その他、適正な処理の確保等に関して、国や都道府県、市町村が行う施策に協力しなければなりません。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第3項)

米子市一般廃棄物処理基本計画

米子市の事業系一般廃棄物は、県内市町村や米子市と同規模の類似団体と比較して排出量が多い傾向にあります。

平成28年1月に策定した第3次米子市一般廃棄物処理基本計画において、事業系一般廃棄物の削減を重点施策としており、米子市クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の平成32年度の排出目標値を下記のとおり設定しています。

排出量の削減にご協力をお願いいたします。



排出量の削減にご協力をお願いいたします。

ごみを減らすには？

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法に加え、循環型社会形成推進基本法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法（環境物品調達推進法）など、ごみの減量化と資源化を推進する法律が相次いで制定され、事業者の責任が強く求められています。

そこで、事業者のみなさんには適正な分別排出とともに、業種ごとに次のようなことに配慮していただき、ごみの減量化にご協力いただくようお願いいたします。

業種別の減量方法の例

●飲食事業者

- ・仕入れや調理の工夫による生ごみの減量化
- ・生ごみ処理機器の使用による生ごみの減量化
- ・生ごみの適正な管理と適正な排出

●事務所など

- ・オフィス古紙の減量化（コピーなどのとり方の工夫など）
- ・オフィス古紙の分別排出及び専門業者も通じてのリサイクル

- ・再生紙や再生品、リサイクルしやすい事務用品の使用

●製造事業者

- ・ごみにならない製品づくり
- ・不用になった場合にリサイクルしやすい製品づくり

●流通事業者

- ・運搬・配送の際の簡易包装
- ・繰り返し使用できるものやリサイクルしやすい梱包材の使用

●販売事業者

- ・商品の簡易包装
- ・消費者に対するマイバックの持参の呼び掛け、レジ袋の有料化への特典の付加などにより、レジ袋の使用を減らす工夫

※商品として販売するごみ袋については、多様な大きさ（40ℓ・30ℓ・20ℓ・10ℓなど）のものを用意していただくをお願いします。

- ・食品トレイ、ペットボトル、牛乳パックなど自店で販売した容器包装の店頭回収
- ・自動販売機に空き缶などの回収容器の設置、及び回収した空き缶などのリサイクル
- ・再生品やリサイクルしやすいものなど環境にやさしい商品の販売
- ・ダンボールなど古紙のリサイクル

食品リデュース・リサイクル

- まず、発生抑制……作り過ぎ、売れ残りの無駄を省くなど、まず生ごみの発生抑制から。

【具体例】少量メニュー（ハーフサイズ）の設定など

- 次に、再資源化……飼料化、肥料化等のリサイクルをご検討ください。



◆登録再生利用事業者（農林水産省）

右記のホームページには、食品リサイクルを行う再生利用事業者が登録されています。

[登録再生利用事業者一覧表](#)

[検索](#)

◆食品リサイクルに関する政府の取組み

食品リサイクル法では、食品製造・流通・外食業等による食品循環資源の再生利用の促進を図っています。「フードバンク」「食品リサイクル・ループ」など、食品リサイクルの詳細については農林水産省のホームページをご覧ください。

[農林水産省 食品リサイクル法関連](#)

[検索](#)

容器包装リサイクル法

～消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者がリサイクル～

事業者は、その事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、容器包装リサイクル法に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしています。

また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

これらの他にもいろいろなごみの減量方法やリサイクル方法があります。みなさんの事業所でもアイデアを出し合って実践してみてください。以上のような取り組みにより、ごみの減量化及び資源の有効活用を図り、環境への負荷の少ない事業活動を行っていただくようお願いいたします。



許可業者に収集・運搬を委託できます！

事業系ごみ（一般廃棄物）の収集・運搬を委託する場合は必ず許可業者へ。

- ・米子市内での許可を有している事業者と委託契約をしてください。
- ・許可を有していない者と契約した場合は、依頼者も処罰されます。
- ・収集運搬の料金は業者によって異なり、収集回数や分別方法等によっても異なります。
- ・ごみの発生量や皆さんの都合等を念頭に、複数の業者から見積もりを取るなど、自らの事業所に最も適した契約内容を検討されることをお勧めします。



一般廃棄物収集運搬業許可業者（可燃性ごみ及び不燃性ごみ）

平成30年6月現在

許可番号	一般廃棄物収集運搬業許可業者	所在地	電話番号
5	(有) みつわ衛生社	米子市安倍22番地1	0859-29-4461
8	宮松 順一	米子市両三柳1588番地	0859-29-1270
10	(有) アールクリーン	米子市蚊屋733番地	0859-27-1012
11	(有) 井上商店	米子市兼久695番地7	0859-26-4711
13	(有) K・Cサービス	米子市両三柳4331番地2	0859-21-7522
14	(有) 海老田金属	米子市上福原1329番地13	0859-33-1534
16	(株) サイキ	米子市夜見町1846番地14	0859-29-2540
17	(有) グリーンサポートさいき	米子市富益町210番地29	0859-28-6012
18	(有) 大成商事	米子市夜見町3088番地	0859-24-1056
19	谷野 幸子	米子市彦名町380番地1	0859-53-4319
20	(有) 米子環境サービス	米子市新開六丁目10番10号	0859-33-8104
22	(有) 花岡商店	米子市夜見町3035番地4	0859-29-5752
25	東亜建物管理 (株)	米子市東福原五丁目5番10号	0859-34-3121
27	(株) 三原商店	米子市夜見町2487番地3	0859-29-6002
28	(有) 三和産業	米子市高島19番地13	0859-21-7313
29	(有) 安井環境衛生社	米子市永江1012番地	0859-26-1737
32	(有) 青空カンパニー	米子市富益町171番地1	0859-25-1991
33	(有) エコプラント	米子市大篠津町3331番地	0859-30-4980
34	中村 武	米子市富士見町75番地14	0859-33-5736
36	(有) ケイ・エヌサービス	米子市吉谷660番地3	0859-26-5073
51	アースサポート (株)	島根県松江市八幡町882番地2	0852-37-2890
53	(有) 淀江清掃社	米子市淀江町西原635番地5	0859-56-2311
54	(株) 丸福	米子市淀江町佐陀712番地2	0859-56-2821
55	濱田 敏明	米子市両三柳939番地6	0859-24-0653
85	(有) 山陰クリエート	米子市和田町2162番地1	0859-25-1121

一般廃棄物処分業許可業者 平成30年6月現在

許可番号	一般廃棄物処分業許可業者	所在地	電話番号
1	(有) 大成商事	米子市夜見町 3088	0859-24-1056
3	(有) 山陰クリエート	米子市和田町 2162-1	0859-25-1121
4	(株) 丸福	米子市淀江町佐陀 712-2	0859-56-2821
5	(有) 海老田金属	米子市上福原 1329-13	0859-33-1534

※米子市一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可業者に関する詳しい情報は、
米子市のホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/12272.htm>）に掲載しています。

直接搬入できます！

事業系ごみを許可業者に委託せずに自ら運搬して、廃棄物処理施設に搬入することができます。

区分	処理施設	処理手数料	備考
可燃ごみ	米子市クリーンセンター 米子市河崎 3280-1 電話：30-0270	10 キログラム 当たり 195 円	産業廃棄物は搬入できません ※P7参照
可燃ごみ (食品残渣)	有限会社山陰エコシステム 境港市中海干拓地 456 電話：47-5700	施設へ お問い合わせ ください	食品リサイクル法の該当事業所 ※米子市クリーンセンターへも搬入可 ただし、産業廃棄物は搬入できません ※P7参照
不燃ごみ・ 不燃性粗大ごみ	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ 西伯郡伯耆町口別所 630 電話：68-4071	10 キログラム 当たり 174 円	産業廃棄物は搬入できません ※P7参照
缶	リサイクル事業者	事業者 にお問い合わせ ください	鳥取県西部再生資源事業協同組合 電話：68-5933 ※リサイクルプラザへも搬入可
びん	産業廃棄物処理施設	施設に お問い合わせ ください	鳥取県産業廃棄物協会 電話：(0858) 26-6611 ※リサイクルプラザへも搬入可
ビールびん	リサイクル事業者	事業者 にお問い合わせ ください	鳥取県西部再生資源事業協同組合 電話：68-5933
白色発泡スチ ロール・トレー	産業廃棄物処理施設	施設に お問い合わせ ください	鳥取県産業廃棄物協会 電話：(0858) 26-6611
ペットボトル	産業廃棄物処理施設	施設に お問い合わせ ください	鳥取県産業廃棄物協会 電話：(0858) 26-6611 ※リサイクルプラザへも搬入可
古紙類	リサイクル事業者	事業者 にお問い合わせ ください	鳥取県西部再生資源事業協同組合 電話：68-5933
有害ごみ (乾電池・蛍光灯等)	産業廃棄物処理施設	施設に お問い合わせ ください	鳥取県産業廃棄物協会 電話：(0858) 26-6611

※米子市のホームページ (<http://www.city.yonago.lg.jp/6579.htm>) に掲載しています。

**事業者の皆さまには、事業系廃棄物の適正処理はもとより、
ごみの排出抑制、減量化、再生利用の推進に積極的な取り組みをお願いします。**

米子市のホームページで、
「事業系ごみの出し方や注意」に関する情報を案内しています。
<http://www.city.yonago.lg.jp/2067.htm>



受け入れできません！

以下のものは、米子市クリーンセンター、鳥取県西部広域行政管理局リサイクルプラザで受け入れできません。詳しくは環境事業課又は一般廃棄物収集運搬業許可業者までお問い合わせください。

産業廃棄物

※P7参照

法律で定められた20種類の事業系ごみ
(※は特定業種、施設のみ該当)

- 燃え殻 ●汚泥 ●排油 ●廃酸 ●廃アルカリ
- 廃プラスチック類 ●紙くず※ ●木くず※ ●繊維くず※
- 動植物系残さ※ ●動物系固形不要物※ ●ゴムくず
- 金属くず ●ガラス・陶磁器くず等 ●鋳さい ●がれき類
- ばいじん ●動物のふん尿※ ●動物の死体※
- 廃棄物のコンクリート固化物等

産業廃棄物に関する詳細は、必ず鳥取県循環型社会推進課(☎0857-26-7562)又は鳥取県産業廃棄物協会(☎0858-26-6611)でご確認ください。

パソコン



デスクトップパソコン(モニター含む)、ノートパソコン各メーカーの回収窓口に回収を依頼してください。

メーカー不明の場合は、(一社)パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。

PC3R

検索

自作機、メーカー不明機を廃棄処分する場合は、産業廃棄物として処理してください。

特別管理一般廃棄物

血液の付着したガーゼや包帯などの感染性廃棄物

鳥取県産業廃棄物協会(☎0858-26-6611)又は産業(特別管理産業)廃棄物処理許可業者にご相談ください。

※医療関係機関で発生する非感染性の廃プラスチック類やガラスくず等は産業廃棄物として処理してください。



その他

危険物、有毒物、自動車関連品など

ごみの種類	処理相談窓口	連絡先
カセットボンベ(中身を使い切っていないもの)	ボンベ記載の発売元または、(一社)日本ガス石油機器工業会のカセットボンベお客様センター	☎0120-14-9996
プロパンガスボンベ	(一社)鳥取県LPガス協会	☎0857-29-2214
消火器	製造、販売元または地域の販売代理店(特定窓口) 消火器リサイクル推進センター http://www.ferpc.jp	☎03-5829-6773
自動車	販売店など自動車リサイクル法引取業者	
オートバイ・原動機付自転車	販売店または二輪車リサイクルコールセンター	☎03-3598-8075
タイヤ	タイヤ販売店	
農薬などの薬品	販売店または(一社)鳥取県産業廃棄物協会	☎0858-26-6611
ピアノ	販売店または専門の業者	
小型充電式電池(ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン)	(一社)JBR C	☎03-6403-5673

※取引料金が必要な場合、指定場所への持ち込みが必要となる場合、引取業者を紹介する場合があります。

家電リサイクル法対象家電製品

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機



販売店にご相談になるか、ご自分で指定取引場所に持ち込んでください。

■引き取りを依頼する場合

- ①購入したお店がわかる場合、購入したお店へ引き取りを依頼する。
- ②購入したお店がわからない場合、近くにない場合、引き取りをするお店へ依頼する。

■自ら処分する場合

郵便局で家電リサイクル券を受け取り、処分する家電のリサイクル料金(振込み手数料が必要)を支払った後、家電リサイクル券と処分する家電を下記指定取引場所に持ち込んでください。収集運搬料金は必要ありません。

●指定取引場所(メーカーにかかわらず、どちらにも搬入できます)

日ノ丸西濃運輸(株)米子支店

米子市流通町430-2 ☎0859-39-3939

搬入受付日時: 月~土(祝日・年末年始・盆は除く)

平林金属(株)山陰工場

米子市旗ヶ崎2303 ☎0859-24-5551

搬入受付日時: 月~土(祝日・年末年始・盆は除く)

午前9時~12時、午後1時~4時30分

業務用家電製品は家電リサイクル法の対象外です。産業廃棄物として処理してください。業務用エアコン、冷蔵庫はフロンガスの回収が必要です。

お金を取って不用品を回収する
無許可の業者を利用すると、
利用者が刑罰を科せられることがあります！

産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は 20 種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるものと、特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるものがあります。

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却かす
	汚泥	有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルビット汚泥、活性汚泥、糊かす、うるしかす 無機性汚泥：浄水場沈殿汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト汚泥、石炭かす、不良セメント、珪藻土かす等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ、印刷インキかす等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液、染色廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）、塗料かす、接着剤かす等すべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄くず、空き缶、ブリキ、トタンくず、研磨くず、切削くず、半田かす、溶接かす等
	ガラスくず 陶磁器くず コンクリートくず	①ガラスくず：空き瓶類、板ガラスくず、カレットくず ②コンクリートくず：製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず ③陶磁器くず：土器くず、レンガくず、瓦破片 ④石膏ボード 等
	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばいじん発生施設、ダイオキシン類特措法又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	【業種】建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業等 【具体例】印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
	木くず	【業種】建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、物品賃貸業、輸入木材卸売業等 【具体例】木材片、おがくず、バーク類、貨物流通のために使用した木製パレット等
	繊維くず	【業種】建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）等 【具体例】畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、建設現場から排出される繊維くず等
	動植物性残さ	【業種】食料品、医薬品、香料製造業 【具体例】あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣及び獣のあら、茶かす、野菜くず等 （魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物）
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等の死体
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		

※上記分類に該当しない廃棄物は、事業活動に伴って発生したものであっても「事業系一般廃棄物」となります。

廃棄物の焼却の禁止



廃棄物の焼却は、次の場合を除いて禁止されています。

- 廃棄物処理法に定める処理基準に従って行う廃棄物の焼却（構造基準を満たした焼却炉を使用する等）
- 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却（家畜伝染病予防法の規定に基づいた家畜の死体の焼却等）
- 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として定めるもの

【軽微な焼却】

- ・国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要なもの
 - ・震災・風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は普及のために必要なもの
 - ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要なもの（「とんど焼き」など）
 - ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
 - ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの
- ※上記の場合であっても生活環境保全上支障となる廃プラスチック類等の焼却はできません。

焼却禁止違反には次の罰則が科せられます

（法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人に対しても罰金刑が科されます。）

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科（法人等の場合は1億円以下の罰金）

◆お問い合わせ先

米子市クリーンセンター	米子市河崎3280-1	TEL: 23-5300
米子市クリーン推進課	（クリーンセンター1階）	FAX: 30-0271
鳥取県西部広域行政管理組合	西伯郡伯耆町口別所630	TEL: 68-4071
リサイクルプラザ		FAX: 68-4584

◆産業廃棄物についてのお問い合わせ先

一般社団法人 鳥取県産業廃棄物協会 http://www.tottori-sanpai.jp	倉吉市上井町 1-138	TEL: 0858-26-6611
西部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課（廃棄物担当）	米子市糺町 160	TEL: 31-9323
生活環境部循環型社会推進課	鳥取市東町 1-220	TEL: 0857-26-7684 （廃棄物指導担当） TEL: 0857-26-7681 （廃棄物施設担当）